

貝塚商工会議所 グループ共済制度見舞金・祝金支給規程

1. 本支給規程は、グループ共済制度見舞金制度に適用するものとする。
見舞金・祝金の内容及び支給額は右表のとおりとする。

【見舞金について】

- 1) 責任開始
この細則は、グループ共済制度の加入日と同日に効力を発生する。
- 2) 保障期間
この細則の保障期間は、主契約の保障期間と同一とし、主契約の効力を失った時点で、本細則の適用からも除外される。
- 3) 見舞金の支払いについて
 - ① 被保険者1人につき年1回の給付を限度とする。
※被保険者1人につき年1回の給付を限度とするとは、契約年度（毎年11月1日～10月31日）における事故・入院（事故日・入院開始日を基準）に対して1年間に1回のみを対象とする旨である。
 - ② 見舞金は、定期保険（団体型）の保険金・給付金と重複して支払わない。
 - ③ 同一の治療が契約年度をまたがる場合は、前年度の支払い事故とみなし、契約年度を越えた継続分に対しての新たな差額給付は行なわない。
 - ④ 被保険者の通院・入院中に他の病院または診療所に転入院した場合には、その転入院の直接の原因が同一の事故・疾病による治療を目的とした場合は、1回の通院・入院とみなし、新たな支給の対象にはならない。
- 4) 見舞金の請求について
 - ① 見舞金の請求手続きは、会議所所定の用紙に契約者又は、見舞金受取人が必要事項を記入・押印の上、医師の証明書のコピー（病院指定様式）又は、状況報告書と医療機関発行の領収書のコピーを添付して請求を行うものとする。
 - ② 見舞金の請求に関して、必要とみなされる場合には、事実の確認を行う場合がある。
 - ③ 見舞金の受取人は、グループ共済制度の保険金給付金の受取人と同一とする。
 - ④ 請求期限は、支払い事由発生日より3年間とする。
但し、責任開始日（効力発生日）以降に発生した事故・疾病を直接の原因とした治療の為の通院・入院に限る。

- 5) その他
その他に関しては、グループ共済制度〔定期保険（団体型）〕に準拠し、商工会議所の判断により決定するものとする。

【祝金について】

- 1) 責任開始
この細則は、グループ共済制度の加入日より1年経過後に効力を発生する。
- 2) 保障期間
この細則の保障期間は、主契約の保障期間と同一とし、主契約の効力を失った時点で、本細則の適用からも除外される。
- 3) 祝金の支払いについて
結婚祝金に関しては、被保険者本人の結婚に限り支給し、出産祝金に関しては、被保険者本人およびその配偶者の出産に対し支給する。
- 4) 祝金の請求について
 - ① 祝金の請求手続きは、会議所所定の用紙に契約者、又は祝金受取人が、必要事項を記入・押印の上、事由証明できる公的書類（コピー）を添付して請求を行うものとする。

結婚祝金：戸籍謄本又は、戸籍抄本などのコピー
出産祝金：母子手帳の出産日の記されているページのコピー
 - ② 祝金の請求に関して、必要とみなされる場合には、事実の確認を行う場合がある。
 - ③ 祝金の受取人は、グループ共済制度の保険金給付金の受取人と同一とする。
 - ④ 請求期限は、支払い事由発生日より3年間とする。
但し、責任開始日（効力発生日）以降の結婚および出産に限る。
- 5) その他
その他に関しては、グループ共済制度〔定期保険（団体型）〕に準拠し、商工会議所の判断により決定するものとする。

・グループ共済制度見舞金・祝金の内容及び支給

		口数/月額掛金						
		1口	2口	3口	4口	5口	6口	
給付内容		1,020円	2,040円	3,060円	4,080円	5,100円	6,120円	
(保険期間中1回限度)	お見舞金	不慮の事故による5日以上14日以内	一律 7,500円	一律 15,000円	一律 22,500円	一律 30,000円	一律 37,500円	一律 45,000円
		病気による入院	3日以上14日以内	一律 7,500円	一律 15,000円	一律 22,500円	一律 30,000円	一律 37,500円
	15日以上		一律 10,000円	一律 20,000円	一律 30,000円	一律 40,000円	一律 50,000円	一律 60,000円
お祝金	結婚祝金 (1年以上加入・本人)		一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円
	出産祝金 (1年以上加入・本人または配偶者)		一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円

【平成29年11月1日適用】